

東京大学大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センター (d.lab)

協賛事業 2026 年度募集要項

「目白台はシステムデザインの国際知価センターになります。」

知識集約型社会が到来します。そのとき、製造業はどうなっているのでしょうか？その答えを探すのが d.lab (ディーラボ、www.dlab.t.u-tokyo.ac.jp) の使命です。

人間中心の超スマート社会 Society5.0 を実現するためには、資本集約型社会から知識集約型社会へとパラダイムシフトを起こす必要があります。資本集約型社会では製品が価値の中心でしたが、知識集約型社会ではサービスが価値の中心となります。サービス創出の鍵となるのが、物理空間とサイバー空間をシームレスに繋ぐデータの活用です。すなわち、物理空間の実データを IoT デバイスでデジタルデータに変換し、AI で高度な分析を加えた後に、インターネットを通じてサービスを提供するシステムが求められます。こうしたデータ駆動型のシステムでは、汎用チップより電力性能比の高い専用の半導体デバイスが競争力の源泉となります。また、チップの開発や利活用も従来の資本集約型から知識集約型に相応しい仕組みに変革する必要があります。これまでの汎用チップの高度化・低コスト化を競う時代とは様相が変わりつつあります。

こうした時代の変化 (ゲームチェンジ) の中で、d.lab はソリューションを創り出す側の視点に立って、システムのアイデアを持つ人なら誰でも専用チップを即座に手にして利活用できるように、デザインの手法とエコシステムを再構築することを目指します。データ駆動型システムのデザインプラットフォームを構築し、データ駆動型社会で活躍する人材を育成します。日本には良いサービスのアイデアもデータも技術もあるのに半導体だけがない、そんな事態は避けなければなりません。d.lab のミッションは、専用チップの民主化です。目標は、開発効率 10 倍かつエネルギー効率 10 倍。そして、ビジョンは、シリコンコンパイラ (design chips as writing software) です。開発効率 10 倍のために、コンピュータを駆使して設計効率を高め、オープンソースアーキテクチャを採用して世界中の設計資産を活用します。エネルギー効率 10 倍のために、世界の最先端工場と連携して最先端 CMOS でウェハーを製造し、日本が強い 3 次元集積技術で実装します。RISC-V 等のオープン IP に加え設計ツールや利用ソフトウェアの開発と利活用を追究します。

東京大学は、2019 年に d.lab を開設し TSMC との連携を発表しました。2020 年の春に、東京大学の学生寮である目白台インターナショナルビルに d.lab のオフィスを開設し、システムのアイデアを持つ人が集い、そのアイデアを具現化できるプラットフォームとエコシステムの構築に着手しています。目白台をシステムデザイン設計・製造関係者の聖地でありハブである「国際知価センター」にすべく努力しております。この度、d.lab は 2026 年度の協賛会員を募集します。システム設計の生産性向上や専用チップおよびソフトウェアの開発と利活用に挑戦しようとされる企業のニーズにお応えします。

1. 協賛事業の目的

国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）では、システムデザイン研究センター（d.lab）が行う多数の研究者・大学院生が参加し、幅広い産官学連携および人的交流を目的とし、多くの領域を俯瞰するためにもイベントを毎月実施し、できるだけ多くの参加を呼びかける予定です。また、参加者間での情報交換を円滑にするために、懇談会・情報交換会も実施予定です。これらのイベントの運営財源を獲得することを目的として、本事業の趣旨に賛同する法人（以下、「協賛会員」という。）を以下の通り募集します。

2. 名称

東京大学大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センター（d.lab）協賛事業

3. 募集内容

協賛金： 200万円/年・1法人(税込)

年単位契約（支払いは1年分一括払）

4. 募集期間

2025年12月1日～2026年3月31日（2026年4月事業開始予定）

5. 活動内容と協賛会員受益

- 1) d.lab と交流(会場までの旅費等は協賛金とは別にご負担いただきます。)
d.lab リトリート（郊外で開く研究会）に招待、最新の研究成果を開示
- 2) トップ経営者と交流（旅費は各自負担）
TSMC、Imec、Samsung、EDA/IP ベンダーなどの幹部との交流
- 3) トップ研究者と交流(会場までの旅費等は協賛金とは別にご負担いただきます。)
スタンフォード大、カリフォルニア大学バークレー校、プリンストン大、マサチューセッツ工科大学、ハーバード大学、清華大などの研究者と交流
- 4) d.lab 所属研究室の最新研究成果発表の紹介、資料共有
- 5) 本学学生と交流会（企画と予算は協賛会員負担）
事前協議の上、本学の寮（目白台インターナショナルビレッジ）にて、協賛会員主催イベントを開催
- 6) 協賛会員間交流（報告会、懇親会等）(会場までの旅費、場所代、懇親会費用等は協賛金とは別にご負担いただきます。)
- 7) セミナー・シンポジウム
本学教授等の講演、日経セミナーへの参加、d.lab 企画の設計、製造技術関連チュートリアルや研究会、
上記イベントには、会場の他にも、インターネットから参加可能。
- 8) d.lab との共同研究等の実施（オプション）

- 9) d.lab のホームページや活動を通じて、協賛会員が本事業に協賛いただいていることを PR します。
- 10) 協賛会員は、事前協議の上、協賛金納付日の翌日から当該年度末日まで本事業に協賛していることを PR することができます。

6. 応募資格

本事業の趣旨に賛同する法人。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑥ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑦ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑧ 政治団体
- ⑨ 宗教団体
- ⑩ 前各号によるもののほか、本学の協賛者としてふさわしくないと本学が認めるもの（お申込みいただく際に確認いただく規約等に「2025年度本学卒業・修了予定者（2026年3月卒業・修了予定者）の就職・採用活動について（要請）」という文書があります。2026年度本学卒業・修了予定者（2027年3月卒業・修了予定者）についての文書がまだ発出されていませんが、同様の文書が発出される見込みですので、この文書の趣旨をご理解の上、お申込みくださいますようお願いします。）

7. 申し込み法人

法人単位ごとの申込とします。グループ会社や子会社は個々に申し込みが必要です。親会社の協賛申込みのみでは、協賛会員向けのイベント等に関連会社、グループ会社、子会社は参加できません。

8. 提出書類

協賛会員申込書 (別紙様式)

9. 協賛金納入時期

協賛申込書受領後、本学より請求書を送付します。協賛者は、請求書記載の期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします。

10. 協賛の解除

協賛者が応募資格を欠くことになったとき、または信用失墜行為等に伴い本事業のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、本学は協賛の解除をすることとします。また協賛者の事情等により協賛の継続が困難となった場合は、1ヶ月以上前に書面で協賛解除を申し出て下さい。なお、お支払いいただいた協賛金は返還いたしません。

11. その他

当該年度末の時点での残金は東京大学基金に組み入れ、協賛事業の目的のために大切に活用させていただきます。

問合せ先:東京大学大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センター

電話: 03-5810-1645 (活動内容についてのお問い合わせ)

03-5841-1162 (申し込み手続きについてのお問い合わせ)

(電話対応時間: 9:30~12:00、13:00~17:00 土日祝除く)

Email: kyosan@dlab.t.u-tokyo.ac.jp (質問全般)

東京大学大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センター (d.lab)

協賛会員規約

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京大学(以下「本学」という。)大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センター(以下「d.lab」という。)はソリューションを創り出す側の視点に立って、システムのアイデアを持つ人なら誰でも専用チップを即座に手にして利活用できるように、デザインの手法とエコシステムを再構築すること、データ駆動型システムのデザインプラットフォームを構築し、データ駆動型社会で活躍する人材を育成することを目指します。

d.lab のミッションは、専用チップの民主化です。目標は、開発効率 10 倍かつエネルギー効率 10 倍。そして、ビジョンは、シリコンコンパイラ(design chips as writing software)です。開発効率 10 倍のために、コンピュータを駆使して設計効率を高め、オープンソースを採用して世界中の設計資産を活用します。エネルギー効率 10 倍のために、世界の最先端工場と連携して最先端 CMOS でウェハーを製造し、日本が強い 3 次元集積技術で実装します。

RISC-V 等のオープン IP に加え設計ツールや利用ソフトウェアの開発と利活用を追究します。

本学は、2019 年に d.lab を開設し TSMC との連携を発表しました。また、本学の学生寮である目白台インターナショナルビルに d.lab のオフィスを開設し、システムのアイデアを持つ人が集い、そのアイデアを具現化できるプラットフォームとエコシステムの構築に着手しています。

(目的)

第2条 前条の趣旨に鑑み、システム設計の生産性向上や専用チップ及びソフトウェアの開発と利活用に挑戦しようとされる企業のニーズに応えるため、前条の趣旨に賛同し、その必要な資金を本学に提供し、以て本学の研究の発展及び賛同した会員(以下、「協賛会員」という。)の発展、ひいては日本社会の発展に寄与することを目的とします。

(協賛事業)

第3条 協賛会員は、以下の協賛事業に参加することができます。

1) d.lab と交流(会場までの旅費等は協賛金とは別にご負担いただきます。)

d.lab リトリート(郊外で開く研究会)に招待、最新の研究成果を開示

2) トップ経営者と交流(旅費は各自負担)

TSMC、Imec、Samsung、EDA/IP ベンダーなどの幹部との交流

- 3) トップ研究者と交流(会場までの旅費等は協賛金とは別にご負担いただきます。)
スタンフォード大、カリフォルニア大学バークレー校、プリンストン大、マサチューセッツ工科大学、ハーバード大学、清華大などの研究者と交流
- 4) d.lab 所属研究室の最新研究成果発表の紹介、資料共有
- 5) 本学学生と交流会（企画と予算は協賛会員負担）
本学と事前協議の上、本学の寮（目白台インターナショナルビレッジ）にて協賛会員主催のイベントを開催
- 6) 協賛会員間交流（報告会、懇親会等）(会場までの旅費、場所代、懇親会費用等は協賛金とは別にご負担いただきます。)
- 7) セミナー・シンポジウム
本学教授等の講演、日経セミナーへの参加、d.lab 企画の設計、製造技術関連チュートリアルや研究会
上記イベントには、会場の他、インターネットから参加可能。
- 8) d.lab との共同研究等の実施（オプション）
- 9) 本学の協賛企業の広報活動
本学は、d.lab のホームページや活動を通じて、協賛会員が本事業に協賛いただいていることを PR します。
- 10) 協賛会員の広報活動
協賛会員は、事前協議の上、協賛金納付日の翌日から当該年度末まで本事業に協賛していることを PR することができます。

（協賛会員の応募資格）

第4条 本事業の趣旨に賛同する法人。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- 2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 3) 社会問題を起こしているもの
- 4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- 5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- 6) 国税、地方税等を滞納しているもの
- 7) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの

- 8) 政治団体
- 9) 宗教団体
- 10) 前各号によるもののほか、本学の協賛者としてふさわしくないと本学が認めるもの

(協賛会員)

第5条 協賛会員になろうとする法人は、本学が定める申込書を提出し、本学が前条各号に該当しないことを確認したのち、本学から送付する請求書に基づき、本学が定めた期日までに協賛金を納入した時点で、協賛会員となります。

(協賛金)

第6条 協賛金は、本学が定めた金額とします。尚、年度末残高が発生した場合は、東京大学基金に組み入れ、次年度に繰り越すこととします。

(協賛事業への参加)

第7条 第3条に定める協賛事業への参加については、本学がその都度定める日程及び手続方法に従うものとします。

(協賛事業における共同研究等の実施)

第8条 第3条第8号に定める共同研究等の実施については、協賛会員が本協賛事業への参加とは別に本学と共同研究契約を締結して共同研究を行うことを指すものです。当該共同研究に係る費用は協賛会員が協賛金とは別に負担するものとします。

(協賛会員が保有するIPの利活用)

第9条 協賛会員は、自己が保有する知的財産権(IP)を利用して、本学と共同研究を行うことができます。この場合においては、当該IPの取扱い条件を含めた共同研究の進め方について、本学と当該協賛会員と協議の上、決定するものとします。

(共同研究締結前の秘密保持)

第10条 協賛会員が本学と共同研究を行おうとして事前協議を行う場合は、当該協賛会員の求めに応じて、本学と秘密保持契約を締結することができます。

(協賛の解除)

第11条 協賛会員が第4条に定める応募資格を欠くこととなったとき、又は信用失墜行為等に伴い本事業のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、本学は当該協賛会員の協賛を解除することとします。

2 協賛会員の事情等により協賛の継続が困難となった場合は、1ヶ月以上前に書面で協賛解除を申し出ることとします。

(協賛の解除による協賛金の返還)

第12条 前条に基づき、協賛の解除となった場合において、既に納付した協賛金は協賛会員に返還しないこととします。

令和元年 9月 1日
担当理事決定
改正 令和 2年 3月 4日
改正 令和 3年 12月 9日
改正 令和 4年 10月 7日
改正 令和 5年 10月 26日

東京大学目白台インターナショナル・ビレッジ（宿舎）使用要領（抜粋）

1. この要領は、東京大学インターナショナル・ロッジ規則第5条の規定に基づき、東京大学目白台インターナショナル・ビレッジ（以下「ビレッジ」という。）の宿舎部分の使用について必要な事項を定めるものとする。

10. 共用施設の使用

- ・ビレッジの共用施設の使用については、入居者は、定められた手続きに従い施設を使用することができる。それ以外の者については、管理運営責任者の許可を得た上で使用することができる。
- ・共用施設の使用にあたって重大な支障を与えたときは、管理運営責任者は使用許可を取り消し、又は中止させることができる。

13. 相互の人権の尊重

- ・入居者は、「東京大学憲章」にて謳われている基本的人権の尊重の定めや、「東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言」に則り、居住者や宿舎運営に関わるすべての人に対して、互いの人権を尊重し合わなければならない。

14. 損害賠償

- ・入居者は、ビレッジの施設、備品等を破損し、又はこれらに損害を与えた場合には、本学の指示に従い、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

企業等関係各位

東京大学

2026年度本学卒業・修了予定者（2027年3月卒業・修了予定者）
の就職・採用活動について（要請）

貴社におかれましては、ますます御健勝のことと御慶び申し上げます。また、平素より本学学生の就職に関して御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、学生の就職活動及び企業等による採用活動については、大学等における学生の学修環境を確保することで社会に貢献できる人材を育成する観点から、大学等関係団体の代表で構成される就職問題懇談会¹が、経済団体、関係府省と議論を重ね、秩序ある就職・採用活動の実現に取り組んでいるところです。

就職問題懇談会は、2025年3月21日、全ての大学等が留意すべき点をまとめた「令和8年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」を策定しました。さらに、同日付で、政府からも経済団体・業界団体等の長（1,310団体）に対し、就職・採用活動時期等を遵守するよう要請がなされています²。

このような状況にあって、本学においても、就職・採用活動の秩序を維持し正常な学校教育と学生の学修環境を確保すべく、就職問題懇談会の「申合せ」に基づいて2026年度卒業・修了予定者の就職・採用活動への対応を行ってまいります。

本学では、本学の教育理念である「世界的視野をもった市民的エリート」（東京大学憲章）の養成を基本としつつ、公共的な視点から主体的に行動し新たな価値創造に挑む「知のプロフェッショナル」の育成をはかり、卓越した専門性をそなえると同時に、多様な視点から自らの位置づけや役割を相対化することができ、謙虚でありながらも毅然として誇りに満ちた人間を社会に送り出す社会的使命を担っています。この本来果たすべき使命と責任を十分に認識し、その責務を果たすためには、就職・採用活動及び内定後にあってもその秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが極めて重要であると考えています。

¹ 国公立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体の代表から構成される組織であり、大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行っています。昭和28年から設置されており、文部科学省が事務局をしています。

（構成団体）一般社団法人 国立大学協会、一般社団法人 公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、独立行政法人 国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会

² 「2026（令和8）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（2025年3月21日）

内閣官房ホームページ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2026nendosotu/index.html

つきましては、貴社におかれましても、就職・採用活動時期の遵守や適切なインターンシップの実施等、秩序ある活動が大学における優れた人材の育成につながることを十分に御理解いただき、下記事項への積極的な御協力を何卒よろしく御願い申し上げます。

記

2026年度就職・採用活動において特に留意をお願いしたい事項について

(1) 就職・採用活動開始時期等の遵守

I. 内容

・広報活動開始：2026年3月1日以降

(ここでいう広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報などを学生に対して広く発信していく活動を指す)

・採用選考活動開始：2026年6月1日以降

・正式内定日：2026年10月1日以降

それに加えて、以下のII. の人材については、卒業・修了年度に入る直前の春休み以降のタイミングで、産学協議会が令和4年4月にまとめた 学生のキャリア形成支援活動（4類型）のタイプ3のうち専門活用型インターンシップを活用すること、かつ、インターンシップ後の採用選考を経ることにより、6月の採用選考開始時期にとらわれないこととする。

II. 対象

対象となる人材については、タイプ3のうち専門活用型インターンシップを通じて判断される者とする。

(参考) タイプ3のインターンシップ

(就業体験、自らの能力の見極め、評価材料の取得)

汎用的能力・専門活用型インターンシップ

(i) 汎用的能力活用型インターンシップ 実施期間は5日以上

(ii) 専門活用型インターンシップ 実施期間は2週間以上

注) 実施期間のうち半分を超える日数は職場での就業体験が必要

主に企業単独、大学等が企業あるいは地域コンソーシアムと連携して実施する、適性・汎用的能力ないしは専門性を重視したプログラムを想定。

III. 留意事項

I及びIIの実施に当たっては、

(a) 透明性確保のため、II. の人材を求めるためにインターンシップを実施する企業は、以下の内容を含む事項をHP等で公表する。

1) 産学協議会(令和4年4月)に準拠したタイプ3のインターンシップの情報

開示要件

- a. プログラムの趣旨(目的)
- b. 実施時期・期間、場所、募集人数、選抜方法、無給/有給等
- c. 就業体験の内容 (受入れ職場に関する情報を含む)
- d. 就業体験を行う際に必要な能力
- e. インターンシップにおけるフィードバック
- f. 採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生情報を活用する旨 (活用内容の記載は任意)

注) ここでいう「採用活動開始」の時期については、専門活用型インターンシップの実施により6月より前に採用選考を開始する場合には、その時からとする。

- g. 当該年度のインターンシップ実施計画 (時期・回数・規模等)
- h. インターンシップに係る実績概要 (過去2~3年程度)
- i. 採用選考活動等の実績概要

2) その他の開示要件

- j. 就業体験を行う際に学生に求める大学における学修成果水準 (GPA等)
 - k. 就業体験を行う際に学生に求める専門的能力
 - l. 参考情報として、新卒一括採用に係る採用計画 (採用人数等)
- (b) 多様な人材の活躍を促すため、実施企業は、新卒学生のみならず、博士課程学生、既卒学生、海外からの日本人及び外国人留学生など多様な人材にも、同様のインターンシップ、採用選考の機会を設ける。
- (c) 実施企業は、学生の専門性や能力に応じ、就業後におけるその学生のキャリアパスが適切に形成されることに配慮して、採用を行う。

また、採用選考活動開始時期より前の早期の段階で採用の内々定を出すことや、「早期選考」等と称して採用選考活動開始前に採用選考活動を実施することは学生の学修環境に強い影響を及ぼすこととなるので、実施しないこと。

なお、海外留学する学生もいることから、上記の日程後も長期に亘り積極的に広報活動及び採用選考活動を実施すること。また、卒業・修了後にも同様の活動を行うこと。

○「企業説明会」の取扱い

2026年2月末日までに実施される「企業説明会」¹に本学は協力いたしません。

また、3月1日以降に広報活動として「企業説明会」を実施する場合であっても、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示してください。

○「学校推薦書」は2026年6月1日以降に発行します。

(2) 学生の学業への配慮

- ①採用選考活動が学期期間中となりますので、授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合には、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更などの対応をお願いします。

また、土日祝日や平日の夕方を活用するほかインターネットなどの多様な通信手段の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないように極力柔軟な対応をお願いします。

②大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などには、多様な通信手段を活用して採用選考活動を行うなど、採用選考において不利とならないよう配慮をお願いします。

③多様な通信手段を活用した採用選考活動を行う際には、学生の通信環境を考慮した対応として、通信環境が整わない学生が不利益を被らないよう配慮し、音声・映像が途切れた場合の対応をあらかじめ明示いただくようお願いします。また、学生が準備する時間を確保するため、通信手法について余裕をもって連絡していただくようお願いします。

（3）多様な選考機会の提供

国際的な人材獲得競争が展開される中で、日本人海外留学生²や外国人留学生が、就職活動で不利になるとの認識が生じないよう、日本人海外留学生や外国人留学生を対象とする採用選考等の取組を各企業の必要に応じて行い、取組を行っている企業は、様々な募集の機会についてインターネットなどの多様な通信手段も活用して周知いただくようお願いします。

また、障害のある学生の就職希望者数が増加する中で、障害のある学生が就職活動で不当な差別的取扱いとならないよう、障害学生向け求人情報を提供する等、募集及び採用に関する情報の公表を積極的に行うとともに、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨等を踏まえ、障害のある学生からの申出により、過重な負担にならない範囲で障害の特性に配慮した必要な措置を講じる等、適切に対応していただくようお願いします。

（4）雇用の機会均等、職業の選択の自由を妨げる行為等の抑制、公平・公正な採用の徹底

就職・採用活動は、労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法、その指針の趣旨や障害者雇用促進法等に則って行われる旨徹底してください。特に、総合職採用における女子学生や、障害のある学生への配慮、あるいは学生が持つ多様性の尊重など、適切な対応をお願いします。

また、必要な人材確保に熱心になるあまり、

- ① 広報活動開始前又は広報活動期間中に早期に内々定を通知すること。
- ② 正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を求めるこ、
- ③ 6月1日以降の採用選考時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等を実施すること、
- ④ 自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること、
- ⑤ 自由応募型の採用選考において、内々定と引き換えに大学等あるいは大学教員等から推薦状の提出を求めるこ、

- ⑥ 内定通知後に過度な課題を課したり、アルバイトや研修と称して学生を拘束したりすること、
- ⑦ 業務性が強い研修について、内定や内々定を辞退した場合に研修費用の返還を求めること。

など、学生の職業の選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為（いわゆる「オワハラ」）は厳に慎んでください。

加えて、採用選考活動に携わる人事担当者等が、就職をしたいという学生の弱みに付け込んで、性的な言動等により、学生に不快な思いを与えたり、人権を侵害するような行為を行うことがないよう、当該人事担当者等への適切な事前指導・教育を行ってください。

また、採用選考活動等で差別的な取り扱いが行われないよう、学生に対して、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」（エントリーシート等を含む）、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めることがないようにしてください。

面接においても同様に就職差別につながる恐れのある内容の質問等をすることがないようしてください。

さらに、就職活動において書類を徴収するに際しては、学生の個人情報の取扱い等に留意し、第三者に提供すること等を想定しているのであれば、その使途を明確に事前周知し、学生が同意したくない場合には拒否できるような仕組みを設けるとともに、予め示された必要書類以外のものを選考の最終段階や内々定後に求めることがないよう、必要書類を含む採用選考情報を予め明示してください。

（5）インターンシップの適切な実施

インターンシップとは、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（以下、「三省合意」という）³では「学生がその仕事に就く能力が自らに備わっているかどうか（自らがその仕事で通用するかどうか）を見極めることを目的に、自らの専攻を含む関心分野や、将来のキャリアに関連した就業体験（企業の実務を経験すること）を行う活動（但し、学生の学修段階に応じて具体的な内容は異なる）」とされており、その実施にあたっては、「三省合意」⁴を踏まえ、適切に実施してください。

- ① インターンシップは原則として、広報活動や採用選考活動そのものではない。

令和5年度以降に実施するインターンシップには、就業体験要件や指導要件等、一定の要件が定められていることから、既存のプログラムが要件を満たしているかを確認するとともに、要件を満たさない場合には「インターンシップ」と称して実施することは厳に慎むこと。特に、実質的に就業体験を伴わず業務説明の場となっている「ワンデーインターンシップ」などと称した行事は、就業体験要件や実施期間要件を満たしていないことが明らかであるため、見直しを図ること。

また、インターンシップに参加する学生を求人広告会社やその他就職支援サー

ビス会社を利用して公募する際は、本要請を遵守したサービスであることを確認した上で利用すること。

- ② インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の教育的效果を高めるため、大学等との連携の下実施すること。
- ③ 学生の学業を妨げることがないようインターンシップの実施時期に十分配慮し、原則として長期休暇の活用など学事日程に十分配慮して実施すること。ただし、大学の正規の教育課程としてのインターンシップはこの限りではない。
- ④ 一定の要件を満たしたインターンシップに限り、取得した学生の個人情報を、3月以降は広報活動に、6月以降は採用選考活動に使用できる。なお、令和8年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始期日以降に実施されるインターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組で、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示されている場合には、この限りではない。
- ⑤ また、令和7年度以降の卒業・修了予定者を対象とし、卒業・修了年次に入る直前の春休み以降に実施されるタイプ3の専門活用型インターンシップについては、取得した学生情報を例外的に3月以降の採用選考活動に使用できることに留意する。

(6) 採用選考活動における学業成果等の評価

採用選考において、学生の学業に対する取組状況が適切に評価されることが重要であるため、卒業・修了前年度までの学修成果を表す書類(例えば成績証明書や履修履歴等)を選考の早期の段階で取得し、採用面接等において積極的に活用することにより、留学経験を含む学生の学修成果や学業への取組状況を適切に評価してください。

(7) 学生の健康状態への配慮

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を明示してください。

(8) 卒業・修了後3年以内の既卒者の取扱いについて

個々の学生の置かれた状況は様々であるため、意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供する観点から、「若者雇用促進法に基づく指針」⁴の趣旨を踏まえつつ、自社の実情や採用方針に則って、大学等の卒業・修了者が、卒業・修了後少なくとも3年間は新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定するなど、適切な対応をお願いします。

(9) 本要請の周知と対応

企業及び経済団体・業界団体等においても、本要請の周知・理解の促進と、それを踏まえた適切な採用選考活動の実施に務めていただくようお願いします。

[本件に関するお問合せ先]

東京大学本部学生相談支援課（榎本、田村）

電話：03-5841-8353、2552

Mail : career.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

¹ 「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生等に発信するための説明会を指します。

² 2026年度卒業・修了予定者のうち、留学期間が就職・採用活動の日程と重複する者など。

³ 「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（令和4年6月13日一部改正 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）

令和4年4月に一般社団法人日本経済団体連合会と大学関係団体等の代表者により構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」において「学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組み」が四つの類型に整理されたことを踏まえ、令和4年6月に政府の「三省合意」が改正され、インターンシップの定義の見直しが行われている。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sangaku2/20220610-mxt_ope01_01.pdf

⁴ 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関する事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年9月30日厚生労働省）